

# 八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱

〔平成17年4月1日〕  
〔要綱第67号〕

改正 平成21年 8月 1日要綱第22号  
平成22年 2月 1日要綱第 2号  
平成24年 3月30日要綱第 7号  
平成30年 4月16日要綱第14号  
令和元年10月15日要綱第19号  
令和5年 2月 9日要綱第 3号

## (目的)

第1条 この要綱は、八幡浜市自主防災会設置推進要綱（平成17年要綱第66号）に基づき設置された自主防災組織（以下「自主防災会」という。）に対し、同要綱第9条の規定に基づき、予算の範囲内において交付する八幡浜市自主防災会運営費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (補助事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、自主防災会が行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自主防災会の運営又は活動等を実施するための事業
- (2) その他市長が必要と認めた事業

2 補助対象経費は、前項に規定する補助事業に要した経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会議に要する経費
- (2) 広報に要する経費
- (3) 訓練、イベント等に要する経費
- (4) 防災資機材、備蓄物資購入費
- (5) その他事業計画に基づく防災活動に要する経費

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げた額の合計額を上限として支給する。この場合において、前年度の4月1日を基準日とする。

- (1) 均等割 年 60,000円

(2) 組織割 年 組織数×1,000円

(3) 世帯割 年 世帯数×50円

2 前項に掲げるもののほか、各年度において次の各号に掲げる事業を行った場合は、総額で年50,000円を上限として支給する。

(1) 自主防災会独自の訓練又は研修等

(2) 愛媛県や八幡浜市が主催する研修会等への参加

(3) 防災に関する調査等

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第6条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うとともに、補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第7条 市長は、補助事業を適正に執行させるため必要に応じ、申請者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第8条 申請者が、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに補助事業計画変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届を受理したときは、変更内容を審査し、第5条の規定による決定内容に著しく異なる変更があると認めるときは、当該決定内容を変

更し、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告等）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、すみやかに補助事業実績報告書（様式第5号）に収支精算書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項に規定する補助事業を行った者は、前項の収支積算書に自主的な訓練等実施報告書（様式第6号）を添えて提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は前条第1項の実績報告書（同条第2項に該当する場合は、同項の実施報告書を含む。）が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金確定通知を受けたものは、補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理した場合は、補助金を交付する。

（帳簿等の備付け）

第13条 申請者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（検査）

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱若しくは補助金の交付の決定をする場合に付した条件又は市長の指示に違反したとき。

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日要綱第22号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月1日要綱第2号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第7号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月16日要綱第14号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後に申請する八幡浜市自主防災会運営費補助金について適用し、平成29年度以前に申請した八幡浜市自主防災会運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月15日要綱第19号）（抄）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月9日要綱第3号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定による改正後の八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱の規定

は、令和4年度以後に申請した八幡浜市自主防災会運営費補助金について適用し、令和3年度以前に申請した八幡浜市自主防災会運営費補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名 自主防災会

代表者名

年度自主防災会の事業を行うため、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	金 円
事業等の目的	
事業等の内容	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第 2 号（第 5 条関係）

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度自主防災会運営費補助金については、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

記

交付決定額	金 円
事業等の名称	
交付条件	

備考

- 1 計画変更する場合は、補助事業計画変更届を提出すること。
- 2 事業が完了したときは、すみやかに補助事業実績報告書を提出すること。

様式第3号（第8条関係）

補助事業計画変更届

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名 自主防災会

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた  
年度 自主防災会の事業を次のとおり計画変更したいので、八  
幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届け  
ます。

記

1 計画変更の内容

区 分	当初計画	変更計画

2 計画変更の理由

様式第4号（第8条関係）

補助変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付け 第 号で通知した 年度自主防災会運営費補助金については、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更交付することに決定します。

記

区 分	変更前	変更後
変更交付決定額	金 円	金 円
事業等の名称		
交付条件		

備考

- 1 計画変更する場合は、補助事業計画変更届を提出すること。
- 2 事業が完了したときは、すみやかに補助事業実績報告書を提出すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名 自主防災会

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた  
年度 自主防災会の事業が完了したので、八幡浜市自主防災  
会運営費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施行場所	八幡浜市
施行期間	
事業の実績及び効果	

添付書類

- 1 収支精算書
- 2 その他事業内容が分かる書類

様式第6号（第9条関係）

自主的な訓練等実施報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名 自主防災会

代表者名

八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

施行場所	八幡浜市
施行期間	
事業の実績及び効果	

添付書類

- 1 収支精算書
- 2 事業内容が分かる書類
- 3 事業内容が分かる写真

様式第7号（第10条関係）

補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで報告のあった 年度自主防災会運営費補助金については、八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定します。

記

交付確定金額	金 円
事業等の名称	
交付条件	

様式第8号（第11条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住 所 八幡浜市

自主防災会名

自主防災会

代表者名

八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金 円
事業の名称	
交付決定通知	年 月 日 第 号
交付決定額	金 円
備 考	